

豊見城市都市計画審議会の公開・非公開及び会議傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は豊見城審議会条例第8条の規定により、豊見城市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の公開・非公開の決定及び会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(公開・非公開の決定)

第2条 審議会の公開・非公開は、審議会の冒頭に審議会会長（以下「会長」という。）が当該審議会に諮ってから決定し、公開と決定した場合は傍聴できるものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会議会場の広さ等を考慮し、会長が定める。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、会議運営の秩序維持のため、受付において傍聴人名簿（様式第1号）に自己の住所及び氏名を記入し、職員の指示により傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴人は、会議開催予定時刻の30分前から先着順で受け付ける。ただし、傍聴人名簿記入者が、第3条で定める定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定する。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声機、メガホンの類又は笛、ラッパ、太鼓の類を携帯している者
- (3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 会議の妨害となる器物等を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) テープレコーダー、カメラ、ビデオカメラ等を携帯している者
- (7) その他議事を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛否の意思表示をしないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害になるような行為をしないこと。

(撮影及び録音の許可)

第7条 傍聴人は、会議の様子を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、傍聴する際には職員の指示に従わなければならない。

(秩序の維持)

第9条 会長は、傍聴人がこの要領の規定に違反する場合は、これを制止し、その指示に従わないときは、その者に退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年12月5日から施行する。